

☆ 熊野筆の需要創造と交流産業の開発

《産業の充実》

- ・ 熊野筆産業情報センター事業

商品開発から製造・販売・サービスまでのしくみづくりにより、熊野筆の商品開発や販路開拓を支援します。

《地域の振興》

- ・ デジタルミュージアム事業

地域文化のデジタル化により、デジタルミュージアムシステムの導入を図ります。

- ・ 地域情報化事業

行政サービス向上のため、公共ネットワークを構築します。

4

国・県の支援制度

～ 合併すると国や県からどんな支援があるの ～

国や県の支援制度については、前回のパンフレットにおいて、次の制度を紹介しています。

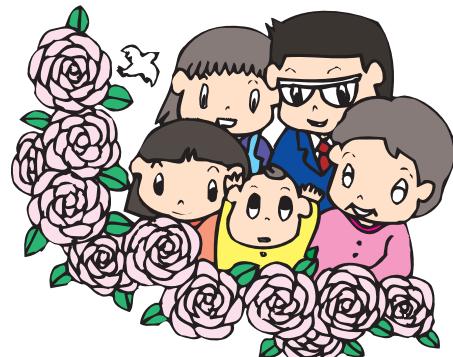
★ 国の支援制度

- ・ 普通交付税合併算定替
- ・ 合併特例債
- ・ 合併直後の臨時の経費に対する財政措置
- ・ 合併市町村補助金

★ 県の支援制度

- ・ 合併推進交付金
- ・ 県事業の重点実施等

今回は、上記以外の国の主な支援制度を紹介します。



☆ 国の支援制度

- ・ 市町村合併支援プラン（関係省庁の連携による支援策）

合併対象地域における総合的かつ計画的な整備を推進するとともに、支援策の実施に支障が生じることのないよう、必要な地方財政上の措置が行われます。

支援策は、各分野ごとに分かれており、それぞれ次のとおりです。

○ 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

道路の整備、公共交通の整備、市街地の整備、住環境の整備、公園・緑地の整備

○ 豊かな生活環境の創造

廃棄物処理対策の推進、上水道の整備、下水道の整備、消防・防災・国土保全の推進、情報通信の整備

○ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

介護保険への対応、国民健康保険事業の安定的な運営の推進、高齢者の社会参加の促進

○ 次世代を担う教育の充実

○ 新世紀に適応した産業の振興

農林水産業の振興、商工業の振興

○ 連携・交流による開かれたまちづくり

- ・市町村合併に対する包括的財政措置（特別交付税措置）
合併市町村に対して、合併年度又はその翌年度から3か年にわたり特別交付税による包括的財政措置が行われます。

【対象事業】

新しいまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化 等



用語説明

合併協議会（任意協議会と法定協議会）

合併協議会とは、地方自治法及び合併特例法の規定に基づき設置されるものをいいます。しかし、この合併協議会が設置される前に、基本的な調査や話し合いを進めるため、法律に基づかない協議会が設置される場合があり、これを「任意協議会」と呼んでいます。これに対して、法律に基づく本来の合併協議会を「法定協議会」と呼んでおり、設置するためには、関係市町村の議会の議決が必要となります。

地方分権

地方分権とは、一定の地域における住民とその代表機関の自己決定権を拡充することです。たとえば国から県や市町村、あるいは県から市町村に対する関与を廃止・縮減したり、国や県が保有している事務権限や財源を委譲することになります。また、地方分権を進める目的は、住民の住民による住民のための政治・行政を地域で実現するという意味で地方自治の伸長を図り、潤いと真の豊かさの実感できる地域を創っていくことです。

広島市・熊野町合併問題等調査研究会

平成13年6月、合併問題に関する資料の収集や分析・加工、市町の行政課題に関する調査・研究を行うことを目的として設置した広島市と熊野町の職員による事務レベルの研究会です。また、本町ではこの他にも、広島市・安芸郡陸地部3町合併問題等合同勉強会、安芸郡陸地部3町合併調査研究会、呉市・熊野町・坂町合併問題等調査研究会を設置し、合併問題に関する検討を進めています。

基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされています。

ティーム・ティーチングと少人数指導

ティーム・ティーチングは、一つの授業を複数の教師が協力して指導にあたる形態を幅広く指すものであり、少人数指導は、例えば一つの学級を二つのグループに編成し、それぞれのグループごとに教師が付いて指導にあたる形態を言います。

これらの指導方法の工夫により、児童・生徒一人ひとりに目の行き届いたきめ細かな指導を容易にするとともに、習熟度別に授業を組織したり、興味・関心に応じた授業を組織することができます。